

市立一色こども園の 運営方針に関する説明会

瑞浪市健康福祉部こども家庭課

1

本日の説明会内容

- 1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境
- 2 多様化する保育ニーズへの対応方針
- 3 一色こども園の運営方式
- 4 保護者・地域による関与等について
- 5 今後の主なスケジュール

2

1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境

3

1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境

○瑞浪市の保育施設の状況（令和7年10月現在）

幼保連携型認定こども園 9園（公立8園・私立1園）

私立保育園 2園

私立小規模認可保育園 4園 計15園

○私立小規模保育園の開園

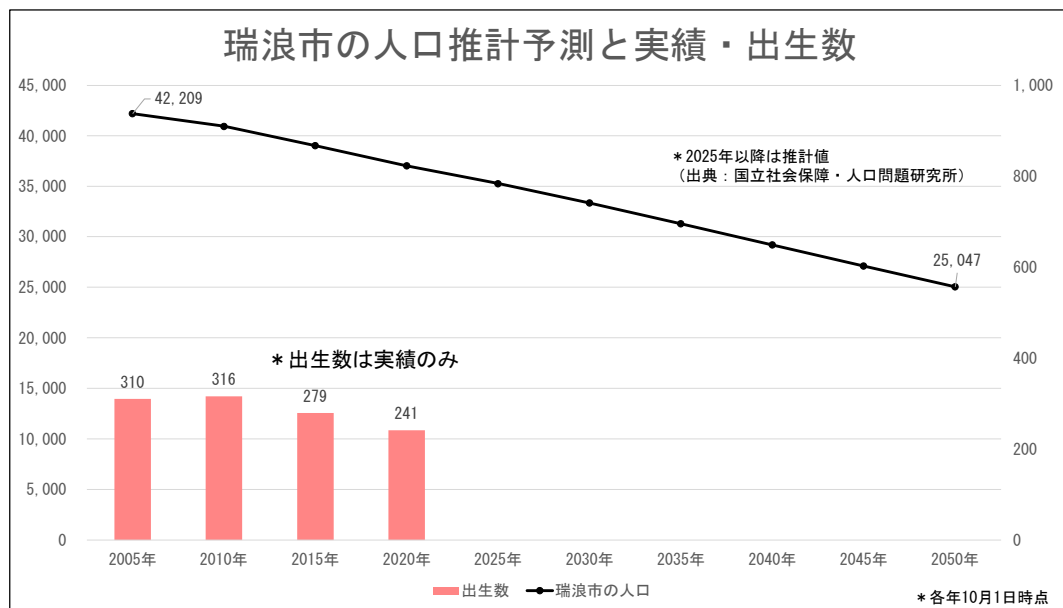
令和6年度に「まんまる保育園」、令和7年度に「マカナ保育園」がそれぞれ開園し、市内の未満児保育施設が増加

○私立保育施設の統合（令和8年4月1日～）

「中京こども園」と「中京けいめい保育園」が統合
→「中京こども園」が現在の中京けいめい保育園に移転

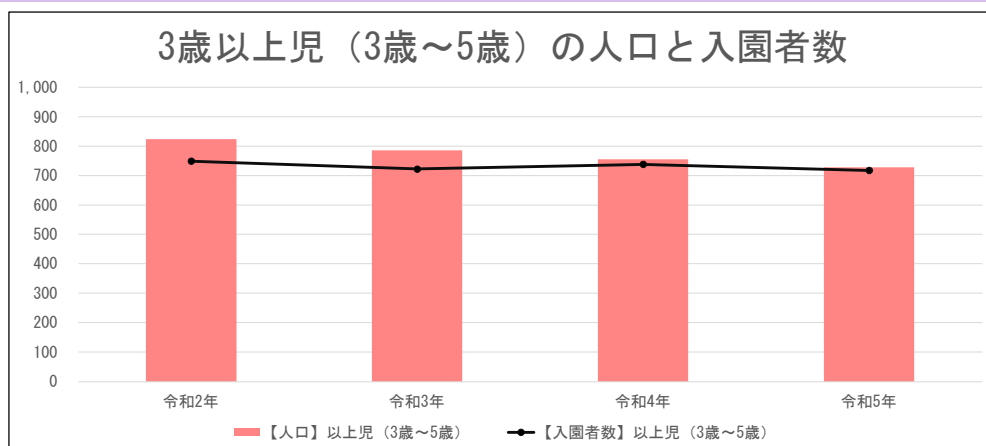
4

1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境



5

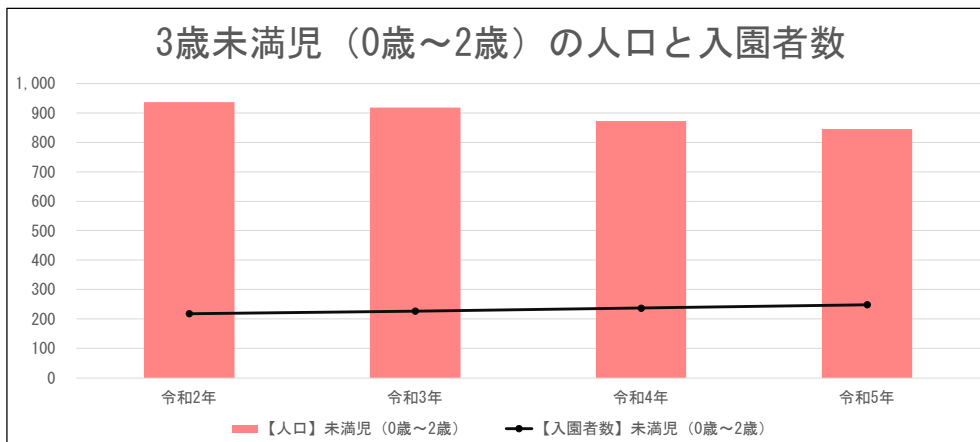
1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境



3歳以上児	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	823	786	755	728
入園者（人）	749	722	738	718
利用率（％）	91.0	91.9	97.7	98.6

6

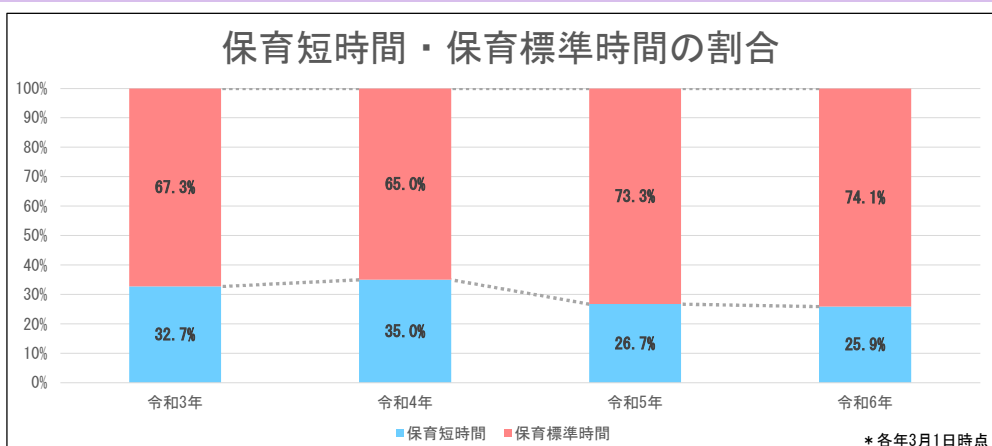
1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境



3歳未満児	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	937	918	872	845
入園者（人）	218	227	237	249
利用率（%）	23.3	24.7	27.2	29.5

7

1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境



保育標準時間	7：30～18：30まで（1日最長11時間） 月の労働時間が120時間程度以上の方（目安）
保育短時間	8：30～16：30まで（1日最長8時間） 月の労働時間が64時間以上の方（※求職活動を含む。）

8

1 瑞浪市の保育の現状・取り巻く環境

- ・ 3歳未満児（0歳児～2歳児）の入園者数・利用率増加

【考えられる要因】 職場復帰の早期化、国による女性の社会進出推進などにより、
3歳未満児の入園希望者が多い状態が継続（特に市中心部）

- ・ 保育標準時間の利用率増加

【考えられる要因】 就労形態の多様化（リモートワーク・フルタイムに近い短時間勤務（6～7時間勤務））、共働き世帯の増加などにより、各家庭が
求める保育のあり方（保育時間・内容・形態等）が多様化・複雑化

【市としての対応・支援】

- ・ 保育需要に対応するため、保育部・教育部の利用定員内訳を見直し
（令和3年度）保育部7：教育部3 →（令和7年度）保育部8：教育部2
- ・ 私立小規模認可保育所の設立を支援し、受け皿の拡充を実施

2 多様化する保育ニーズへの対応方針

2 多様化する保育ニーズへの対応方針

《第7次瑞浪市総合計画》

「共働き世帯の増加等に伴い、多様化するニーズに対応すべく保育サービスの充実を図ります。」

- 市は公平性が求められ多様化するニーズへの柔軟性△
- 民間事業者のノウハウや柔軟性を活かした保育を公立こども園の運営に取り入れ、安定的かつ継続的に質の高い教育・保育の提供するとともに、多様化する保育ニーズに対応可能な園運営を目指す。

11

2 多様化する保育ニーズへの対応方針

地域の保育施設としての運営の将来性や、施設の民間活力導入の可能性などを把握することを目的に、公募により申込のあった民間事業者へ「サウンディング型市場調査（個別対話）」を実施

- 実施期間：令和7年7月24日～31日
- 参加事業者数：5者（公募の結果、市内3者・県内市外2者より申込）
 - *全事業者が、こども園・保育園を現在運営中
- 対象とした園：毎年入園希望者が多く、特に保育ニーズが高い市中心部に位置する公立こども園
 - ・一色こども園
 - ・瑞浪こども園
 - ・みどりこども園（併設の子育て支援センター「愛モア」の運営を含む）

12

2 多様化する保育ニーズへの対応方針

《民間事業者との対話結果の概要(抜粋)》

○民間事業者が現に運営している園の給食に対する考え方（例：食育の取組・オーガニック給食の提供等）や民間事業者ならではの保育サービス（例：365日保育・水泳教室等の習い事など）の提案など

○対話の対象とした園ごとの意見など

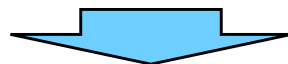
- ・一色こども園 在園児数や施設規模等から民間事業者が最も運営がしやすい。
他園より園舎の構造が込み入っており維持管理費が懸念される。
- ・瑞浪こども園 小学校隣接のため園と小学校の接続や連携がしやすい。
園の敷地や構造などの理由で未満児保育ができないことが難点。
- ・みどりこども園 在園児数(約170人)が多いため民間事業者では難しい。
子育て支援センターの運営は、民間事業者も経験がないため、こども園と一緒に運営するのは難しい。

13

2 多様化する保育ニーズへの対応方針

①「365日保育」「園で習い事」など、民間事業者ならではの柔軟な運営や保育サービスの充実により、多様化する保育ニーズへの対応が見込まれる

②瑞浪市内外で未満児のみの園を含むこども園・保育園の運営実績がある事業者ならば、多様化する保育ニーズに対応しつつ、3歳以上児よりも注意を必要とする未満児保育において「安全な保育の継続実施」が見込まれる



- ・市中心部にある公立こども園の立地や規模等
- ・公立こども園として運営を継続すべき施設の検討
- ・民間事業者のノウハウや強みを最も発揮できる可能性のある施設

→上記の事項などを踏まえて検討した結果、市は『一色こども園』の運営に民間事業者のノウハウ等を導入する方針とした

14

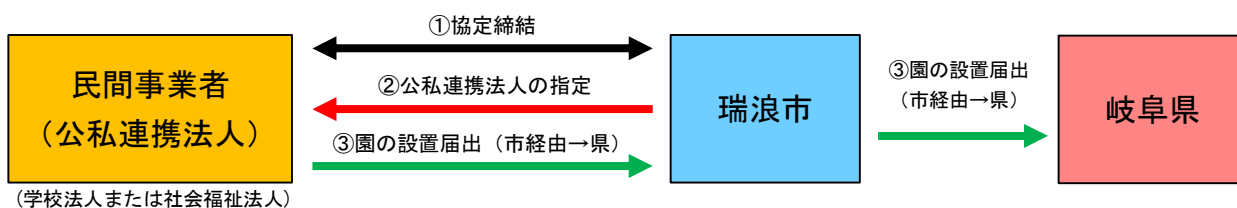
3 一色こども園の運営方式

15

3 一色こども園の運営方式

「公私連携幼保連携型認定こども園」

* 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項



「瑞浪市」と運営主体となる「民間事業者」が、主に以下のような内容を記載した協定を締結し、民間事業者は協定に基づいたこども園運営を行う。市は、締結した協定に基づいた運営がされているかを指導監督するなど、**運営に関与することができる制度**。

(協定に記載する主な内容)

- ・ 一色こども園の土地や建物などの貸付け、譲渡などの協力に関する事項
- ・ 一色こども園で提供する教育、保育に関する事項
- ・ 協定に違反した場合の措置 など

16

3 一色こども園の運営方式

《民間事業者による運営方法の比較》

	公立認定こども園 (現在の運営)	公私連携幼保連携型認定こども園	私立認定こども園
運営主体	市	民間事業者 (社会福祉法人・学校法人に限る)	民間事業者 (法人であれば可)
市の関与	市が運営	関与あり (協定締結により一定程度関与)	市の関与なし
土地・建物	市有	市有の場合は、市から民間事業者へ 無償・廉価で貸付け、譲渡等が可	私有 * 市有の場合は、市と契約締結

17

3 一色こども園の運営方式

《公私連携で変わる事》

運営主体	変わります	運営主体は瑞浪市から民間事業者へ移行されますが、締結する協定に基づき、市が一定の関与を行います。
園で働く先生	変わる可能性があります	市の保育教諭から民間事業者の保育教諭に変わりますが、子ども達が急な環境の変化に戸惑わないようにするため、一定期間、市の保育に民間事業者の保育教諭が参加する形の引継ぎ保育を実施します。
保育・教育の内容	変わる可能性があります	一定期間、市の保育に民間事業者の保育教諭が参加する形の引継ぎ保育を実施し、これまで市が築いてきた教育・保育の継承を行います。移行後は、市との協定に基づき、民間事業者の特色を活かしつつ丁寧な保育・教育の提供に努めるよう指導監督します。
保育料	変わりません	保育料は条例等に基づき決定するため、変更はありません。ただし、民間事業者の独自事業に係る保護者負担が別途必要になる場合があります。
園舎・備品など	変わりません	一色こども園の園舎・備品などをそのまま活用する予定です。

* 民間事業者が実施予定の保育サービス等については、運営事業者決定後に開催する説明会での説明を予定しています。

18

4 保護者・地域による関与等について

19

4 保護者・地域による関与等について

①運営事業者募集条件・選定・協定内容協議

運営事業者の募集条件・選定・協定内容協議を行うため、市の附属機関として「公私連携法人選定委員会」を設置予定（3月市議会へ条例改正上程予定）

→地域代表1名、保護者代表1名に委員就任を依頼予定。

②移行後の保育に関する三者協議会

【構成】「保護者代表」「運営事業者」「瑞浪市」の三者で構成

【目的】運営事業者へ移行後の運営方針や教育・保育目標、保護者負担等について協議・確認を行い、合意形成を図る

【設置主体】運営事業者（予定）

→保護者代表に協議会参加を依頼。（詳細は事業者選定後に決定）

③運営事業者決定後に開催する説明会

運営事業者決定後、市と共同で説明会を開催予定。

→事業者の保育・教育方針や考え方など確認・質疑（詳細は事業者選定後に決定）

20

5 今後の主なスケジュール

21

5 今後の主なスケジュール

時期	実 施 内 容
本日	市立一色こども園の運営方針に関する説明会
令和8年度	運営事業者募集・選定（プロポーザル）
	保護者説明会（事業者選定後）
	協定内容協議
	移行後の保育に関する三者協議会設置・開催 （保護者代表・事業者・市）＊随時開催
	協定締結・公私連携法人の指定
令和9年度	移行期間（引継ぎ保育）
令和10年4月	公私連携（運営事業者）による運営開始
時期未定	公私連携による運営 → 私立こども園へ移行予定

22